

# 定 款

株式会社ジェイ・イー・ティ

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ジェイ・イー・ティと称し、英文では、J. E. T. Co., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業をおこなうことを目的とする。

1. 半導体設備機器の研究、開発、設計、製造、販売
2. 環境衛生設備機器の研究、開発、設計、製造、販売
3. 太陽電池設備機器の研究、開発、設計、製造、販売
4. LCD設備機器の研究、開発、設計、製造、販売
5. 産業用バルブの設計、製造、販売
6. 産業用機械の研究、開発、設計、製造、販売
7. 中古産業用機械の販売
8. 化学薬品の販売
9. 農業
10. 前各号に附帯する一切の業務

(機 関)

第3条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(本店の所在地)

第4条 当社は、本店を岡山県浅口郡里庄町に置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、7,780,000株とする。

(基準日)

第7条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告してその為の基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(自己株式の取得)

第9条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第10条 当会社の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第11条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長たる取締役が招集する。

- 2 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、取締役の協議によりあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の普通決議は、法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の数の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び監査役に対して発するものとする。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(書面決議)

第22条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役がその提案に異議を述べなかつたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(役付取締役)

第23条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第24条 当社は取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

- 2 社長は、当社の代表取締役とし、会社の業務を統括する。
- 3 社長のほか、取締役会の決議により、前条の役付取締役の中から当社の代表取締役を定めることができる。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第26条 会社法第361条第1項に定める取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）等の間に同法第423条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第28条 当社の監査役は3名以内とする。

（監査役の選任）

第29条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の数の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 当社は、会社法第329条第3項の規程により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 3 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（監査役の任期）

第30条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残存期間の任期と同一とする。ただし、第29条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選

任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤監査役)

第31条 常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。

(監査役会の招集)

第32条 監査役会は、各監査役が招集する。

- 2 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第34条 会社法第387条第1項に定める監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に同法第423条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 会計監査人



(会計監査人の選任方法)

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年1月1日より12月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第41条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行うことができる。

(中間配当金)

第42条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第43条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払いの義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。